

第36回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第36回定例会 令和8年3月30日

開会 14時30分 閉会 17時00分

出席委員 (22名)	会長 依田 繁二	会長職務代理 船田 寿夫
	1 小野澤 文利	13 田中 章
	2 笹平 民男	14 柳澤 大作
	3 檜原 龍太郎	15 上原 真由美
	5 小野 高男	16 倉嶋 慶和
	6 杉田 修司	17 武舎 和久
	7 小宮山 信幸	18 山田 貴司
	8 保科 正行	推進 上原 敦夫
	10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
	11 田口 千秋	推進 白石 文生
	12 比田井 尚良	推進 大塚 和信

欠席委員
(1名)
推進 五十嵐 秀人

議事録署名委員
10 井出 藤男 11 田口 千秋

出席職員
(7名)
農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一 事務局次長 小林 誠司
事務局 佐々木 大輔、福川 佳菜子、堀 涼佳

欠席職員
事務局 鈴木 優、小林 千恵美

議事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に係る計画変更について

第10回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 東御市勤労者会館2階 大会議室

市長

皆様、こんにちは。本日は第8期農業委員会の最後の定例総会ということで、令和5年4月から3年間の任期を全うしていただいたことに対し、御礼のごあいさつを申し上げます。依田繁二会長を筆頭に、委員の皆様におかれましては、農業委員、農地利用最適化推進委員として、東御市の農業振興と、農地行政の推進にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。とりわけ、この3年間は、将来の地域農業のあり方を示す「地域計画」の策定及び更新にあたり、地域の農業者の皆様との話し合いの場づくりや意向の把握など、現場の最前線で多大なるご尽力をいただきました。皆様のご努力により、地域の農地を将来にわたり生かしていくための大切な道筋が示されたところでもあります。また、農業委員会での審議や農地パトロール、地域からの相談・要望への対応、巨峰の王国まつりや火のアートフェスティバルへの出展など、精力的に活動していただいたことに関して、深く感謝申し上げます。今後とも、これまで培われた経験と知見を生かし、東御市農業のさらなる発展のため、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びに、明日3月31日をもって、半数以上の委員の方が退任されることとなりますが、4月以降の新しい農業委員のサポートにつきまして、お願い申し上げますとともに、これまでのご尽力に、深い敬意と感謝を申し上げ、今後ますますのご健勝をご祈念申し上げます。あいさつとさせていただきます。長い間大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(市長・第8期農業委員会 写真撮影)

事務局

お疲れ様です。それでは最後の定例総会になるわけですが、本日は、皆さんご存じのとおり、第9期の委員さんたちが傍聴にみえられていますが、いつもどおりに総会を進めていただければと思います。それでは、開会の言葉を、会長職務代理からお願いします。

会長職務代理

めっきり春らしい季節になりました。春の農作業が大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、大変ご苦労様でございます。先ほどからありますとおり、本日は第8期東御市農業委員会最後の定例総会並びに全員協議会です。ただいまより、第36回農業委員会並びに全員協議会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、会長挨拶、その後議事録署名人の指名以降については、会長に進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長

皆さん改めましてこんにちは。いつものとおり、今月出席した会議内容を

報告します。11日には、就農トレーニングセンター運営委員会、青年等就農計画認定委員会並びに家族経営協定調印式に出席しました。

この家族経営協定調印式については、115組目とのことです。19日はこの第36回定例総会に向けた役員会を行いました。25日は県の長野県農業会議の臨時総会に出席しました。東御市はこの3月をもって農業委員会の改選となるわけですが、県内では7月末に改選する市町村も多くあるそうです。26日には、都市計画審議会が開催され、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、審議会として市長に答申を行いました。主な会議内容は以上です。それでは、本日の議事録署名につきましては、10番の井出藤男委員と11番の田口千秋委員よりしくお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について進めます。議案第1号につきましては、今月7件の案件がありますので事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1、〇〇番〇〇 資料は1ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。賃借権設定です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人、譲受人は利用権設定で契約していましたが、利用権の廃止により3条の賃借権設定へ移行したいとのことです。申請地では、タマネギを栽培しています。今までも耕作しているため問題ないと判断しました。

3-2、〇〇番〇〇 資料は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、耕作しない為譲り渡すものです。譲受人は隣接地と一体として耕作しており、正式に譲り受けるものです。申請地ではアスパラを栽培しています。今までも耕作しており問題ないと判断しました。

3-3、〇〇番〇〇 資料は3ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが耕作しない為譲り渡すものです。譲受人は宅地造成した残りの農地を耕作するため譲り受けるものです。申請地ではダイコン、タマネギ等を栽培予定です。市外に在住の方もいますが、市内に移住予定です。譲受人自宅から徒歩1分と問題ないと判断しました。

3-4、〇〇番〇〇 資料は4ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが耕作しないため、譲り渡すものです。譲受人は経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地ではジ

ヤガイモを栽培予定です。近隣で農業を営んでおり問題ないと判断しました。

3-5、〇〇番〇〇 資料は5ページをご覧ください。〇〇周辺の農地です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は市街に在住のため譲り渡すものです。譲受人は住宅周辺で耕作の便が良かったため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩1分のため問題ないと判断しました。

3-6、〇〇番〇〇 資料は6ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作しない為譲り渡すものです。譲受人はすでに耕作しており、正式に譲り受けるものです。申請地ではナス等一般野菜を栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩〇〇分のため問題ないと判断しました。

3-7、〇〇番〇〇 資料は7ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、耕作しない為譲り渡すものです。譲受人はすでに耕作しており、正式に譲り受けるものです。申請地では大豆を栽培しています。自宅から徒歩〇〇分と近い為問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件について、杉田委員から説明をお願いします。

杉田委員 はい。ではよろしく申し上げます。資料は1ページです。場所は〇〇から〇〇の方に向かって行って橋を渡ってすぐのところ。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。この土地は、実は5年前から〇〇さんが借りて耕作しているところ。譲渡人の〇〇さんは、平成29年に相続によりこの農地を取得しましたが、実際この農地を耕作することなく、5年前は荒廃地のようになっていたところ、隣接農地を所有している〇〇さんが復旧をして、現状綺麗に耕作をしています。今回5年間の賃借権設定ということですが、本人いわく、また5年後には更新したいというふうに意気込んでおりますので、頑張ってやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（会長） はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきましてご意見ご質問のある方は挙手のうえ発言をお願いいたします。なければ採決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） ありがとうございます。出席者全員と認め決定とします。
それでは番号2の案件に移ります。伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 よろしくお祈いします。資料の3ページです。〇〇の信号を〇〇へ上が
って、〇〇に行くまでの途中を入ったところにある農地です。譲渡人は〇
〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは、遠
方でなかなか来れないため、隣接農地所有者の〇〇さんに耕作をお願いし
たいとのことです。〇〇さんはお母さんと大規模に水田をやられている方
で、機械もそろっているので、頑張っていたきたいと思ひます。よろし
くお祈いします。

議長（会長） はい、ありがとうございます。それでは番号2の案件について、ご意
見ご質問のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。
ないようであれば、採決に移ります。番号2の案件について、賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定といたします。
続きまして、番号3の案件について、船田委員より説明をお願いします。

船田委員 はい。資料については4ページをご覧くださいと思ひます。〇〇
の〇〇の道を挟んで〇〇側の農地です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受
人は〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さんで、お2人は婚約中です。譲渡人
の〇〇さんは規模縮小のため譲り渡すとのこと、譲受人の〇〇さんと〇
〇さんについては、新規に農地を取得して、トマト、ナス、キュウリ、
ジャガイモ等々の自家用の野菜を作付けする予定になっております。第
2種農地で、譲受人の居住予定地に隣接をしており、利便性も非常に高
いため、問題はないと思ひます。ご審議のほどよろしくお祈いします。

議長（会長） はい、ありがとうございます。それでは審議に入ります。番号3の
案件について、ご意見ご質問のある方は挙手のうえ発言をお願いします。
特にないようであれば、採決に入ります。番号3の案件について賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。続きまして、番号4の案件について、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 はい。それではよろしく申し上げます。場所は〇〇の〇〇側の農地です。この場所は1月に追認の4条申請があった場所です。今回は3条申請で、以前の4条申請時に分筆された残りの農地、それが7ページの資料で、〇〇番〇〇と〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の3筆を、前回と同じ〇〇さんが取得するということです。特別問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） はい、ありがとうございます。番号4の案件について、ご意見ご質問のある方は挙手のうえ発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） 全員賛成と認め、決定とします。続きまして、番号5の案件について、同じく小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 続きまして番号5ですが、資料は8ページになります。〇〇の〇〇側に位置する農地で、譲受人の〇〇さんは〇〇、譲渡人の〇〇さんは〇〇の方です。〇〇さんは、10年ほど前に〇〇の方から来られて、生食用ブドウで新規就農されました。その後〇〇で研修を受けて、ワイン用ブドウの作付けをしています。8ページを見ていただくと、宅地の周りを囲む斜線の部分がワイン用ブドウになっています。就農の際に水田を含む農地を取得したいとの希望でしたが、当時の営農指導で段階を踏んで圃場を増やしていくこととなり、水田については3条の申請は行いませんでした。現状は、別の2人の方に田を貸しているのですが、今回3条申請ということで〇〇さんに譲り渡すとのことです。特別な問題がないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号5の案件についてそれぞれご質問、ご意見のある方は挙手のうえ発言をお願いいたします。はい。檜原委員どうぞ。

檜原委員 地目が田ということは、今〇〇さんは、田んぼとして耕作しているということでしょうか。

小宮山委員 現状、申請地については違う方に貸していて、2人の方が水田として耕作されています。

議長（会長） 他にございませんか。はい、柳澤委員。

柳澤委員 就農時に3条申請しなかったとのことですが、原因や理由の詳細を教えてくださいいただければと思います。

事務局 新規就農当時、〇〇さんは、自宅周辺の畑に加えて、申請地も取得したいとの希望でした。青年等就農計画の認定を受けるため、5年間の計画を立てたのですが、「5年間の所得目標が250万円以上になること」が認定の要素の一つです。生食用ブドウで就農するという相談の中で、まずはブドウで稼ぐことを優先する。その後水稻を作付けするには先行投資が必要なので、必要資金が確保できてからのほうが良いのではないかと、また、就農したてで農地を買うよりは、借りて耕作する方がよいのではないかと、当時結論付けました。今回は、営農状況が軌道に乗ってきたので、田を取得するため、3条の申請が上がってきたという過程です。

議長（会長） ありがとうございます。今の事務局の説明でご理解いただけたと思います。他にご質問ありませんか。ないようであれば、採決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） 全員賛成と認め、決定とします。続きまして番号6の案件について、榎原委員より説明をお願いします。

榎原委員 はい。資料は9ページです。番号6と番号7、2つとも譲渡人の〇〇さん名義の畑ということです。譲受人と譲渡人は親戚の関係にあります。譲渡人の〇〇さんは〇〇にお住まいということで、なかなか耕作ができないということで、現在は親戚の〇〇さんが、畑を作っております。それで今回、正式に譲り渡すということで申請がありました。番号7も同じように、〇〇さんも〇〇さんと親戚で、以前から耕作しています。正式に譲り受けて、まだこれからも一生懸命やっていくって話でしたので、問題はないかと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） はい。ありがとうございました。それでは番号6、7併せてご質問ご意見のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。ないようですので採決に

移ります。まず、番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長) はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。続きまして、番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。
続いて、議案第2号に入ります。農地法第4条の規定による許可申請について、1件の案件が出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

4-1 ○○番○○ 資料は10ページから12ページです。追認案件です。場所は、○○から約○○メートル○○に位置する農地です。農業用倉庫の申請です。申請者は○○の方です。当該地は、すでに5棟の農業用倉庫が設置されており、農機具や収穫物保管庫として利用されています。先月、申請者から近隣の農地を取得するため農地法3条の申請がありましたが、その際に当該地の違反転用が発覚しました。今回、顛末書を付し、正規の手続きを行うため申請があったものです。第1種農地ですが、農業用施設に該当するため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長(会長) ありがとうございます。それでは担当委員の伊藤委員から説明をお願いします。

伊藤委員 はい。申請者は○○さんです。最初は40年前に手続きが必要であることを知らないで倉庫を建てて、それから徐々に農機具や機械の倉庫を作り、合計5棟建っています。先月の3条申請にあたり、事務局から指摘があり、顛末書を添えて今回申請がありました。よろしくをお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請は今回、1件だけですが、この番号1についてご質問ご意見のある方は挙手のうえ発言をお願いします。はい、杉田委員。

杉田委員 農地に農業用倉庫を建てるのは許可申請だけでよかったかと思うのですが、申請の詳細を教えてください。

事務局

はい。今回の場合は白地の農地だったというところで、農地転用の申請だけが必要です。4条の許可の場合と4条届出の場合があります。届出は、その転用する面積が200平方メートル未満の場合です。今回は、246.12平方メートルというところで、200平方メートルを超えているので4条の許可が必要です。

また、農振農用地の場合は、農業振興地域整備計画の用途変更という形で農業用の倉庫であれば、農振除外をせずに建てることができますが、届け出が必要です。

議長（会長）

他に質問がないようであれば採決に入ります。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）

はい、全員賛成と認め、決定とします。続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、今回は6件、計画変更が1件出ております。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1と2は関連があるため、一括で説明します。

5-1 ○○番○○、所有権移転 資料は13ページから18ページです。場所は○○から約○○メートル○○に位置する農地です。事業所敷地の申請です。譲受人は○○の法人、譲渡人は○○の方です。

譲受人は、地方創生、地域活性化や地域文化交流を目的とした企画やコンサルティング業務を生業としており、今年の一月に他社と協力し、「○○」という組織を立ち上げました。荒廃した里山の整備、森林空間や森林資源を活用し、関係人口を増やすイベントやワークショップの開催を行うとのことです。その拠点として、当該申請地に隣接する宅地を同譲受人から取得し、それに付随する農地を転用し、屋外の打ち合わせスペースとして利用したいとのことです。第2種農地ですが、代替性がないことから、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 ○○番○○、所有権移転 資料は同じく13ページから18ページです。場所は番号1の申請地から約○○メートル○○に位置する農地です。駐車場の申請で、譲受人、譲渡人ともに番号1と同一人です。

番号1隣接の宅地を拠点とし活動するにあたり、会員の駐車場が不足することから、当該地を駐車スペースとして利用したいとのことです。第2種

農地ですが、代替性がないことから、転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 ○○番○○、使用貸借権設定永年、資料は 19 ページから 21 ページです。場所は○○の○○に位置する農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、現在アパートに親子3人で生活していますが、子供の成長に伴い申請地を借り受け、住宅を新築したいとのことです。譲受人の妻である○○さんの父親が譲渡人にあたります。第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番○○、所有権移転、資料は4ページから6ページです。議案第1号の3条-3関連です。場所は、○○の縁辺、○○から約○○メートル○○に位置する農地です。住宅の申請です。譲受人の○○さんは、現在○○の実家に家族と居住しています。もう一人の譲受人にあたる○○さんと結婚することとなり、新居を構えるために、市内で、閑静で、生活・交通に便利な土地を探し、今回の申請となりました。第2種農地ですが、代替性がないことから、転用はやむを得ないと判断しました。

計画変更1と番号5は関連があるため、一括で説明します。計画変更一

1、5-5 ○○番○○、所有権移転、資料は 22 ページから 24 ページです。場所は、○○から約○○メートル○○に位置する農地です。住宅から、ガレージ・家庭菜園への変更申請です。当初計画者は、自然環境の素晴らしい○○の近くに住みたいとのことで申請地を購入しました。その後、松本の高校教師として就職することとなり、妻も松本に勤務しており、生活拠点が松本であることから、松本市内に住宅を新築し、当該申請地は未着手となりました。この度、○○の宅地に居住する譲受人が、ガレージ、家庭菜園及び道路の拡張を目的に転用の申請があったものです。第2種農地ですが、代替性がなく、また、未転用のまま放置することは好ましくないと考え、転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 ○○番○○、所有権移転、資料は 25 ページから 27 ページ、追認案件です。場所は、○○から約○○メートル○○に位置する農地です。駐車場の申請です。譲受人は、当該申請地の○○に居住しています。駐車場所が手狭であったことから、35年ほど前から正規の手続きをせずに駐車場として利用しています。この度、正規の手続きを行い、所有権移転を行うため、顛末書を付し申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

説明は以上です。

議長（会長）

はい。ありがとうございました。それでは番号1と2は関係しており、一括で説明しておりますので、両方合わせ、田中委員から説明をお願いします。

田中委員

はい。ただいま事務局から説明のあったとおりですが、場所については資料の13ページから15ページ、〇〇の〇〇メートルほど、〇〇側の譲受人が取得する予定の住宅があり、そこに隣接する農地です。譲渡人については、〇〇さんです。現在〇〇の〇〇に住んでいて、今回の農地は相続により取得しています。以前より相続した物件すべてについては、母親が管理をしていたわけでありますが、年々管理が困難になってきており悩んでいたそうです。以前より不動産を売却しようと検討していたところ、譲受人にあたる〇〇さんが代表を務める法人に農地と建物を売却するという事になったそうです。譲受人は〇〇。代表が〇〇さん。会社の概要、事業の目的、事業の内容につきましては、17ページをご覧くださいと思います。当該法人については、地域資源を活用した活動を都市と地方交流促進など、地域の活力向上にする取り組みを現在も行っているとのことです。隣接地には同じく〇〇さんが所有する山林が約1ヘクタールあり、そこを借りて資料18ページの趣意書のとおり、里山の整備に取り組んでいきたいとのこと。申請地は、宅地に隣接する農地で、この取り組みの屋外打ち合わせスペースとして確保したいということ。現在も草は刈ってありますが、農地としては全く利用しおらず、車も入らないところで、農地としては不向きであると思います。建物に付随している農地ですので、問題はないと思います。番号2番も併せて説明します。場所については、〇〇のすぐ下の〇〇の農地です。今回取得する建物等の活動拠点として、里山づくりの活動をするにあたり、仲間が相当集まるということで、駐車場が現在ありません。今回5台の駐車場を確保したいという意向です。第2種農地になっておりますので問題はないと思いますが、ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。番号1、2の案件について今説明がありましたが、この内容について、ご意見ご質問のある方は挙手の上、発言をお願いします。ないようであれば、この番号1、2について採決をとります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成と認め決定といたします。続いて、番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成と認め、決定とします。続い

て、番号3の案件について、田口委員より説明をお願いします。

田口委員

ご説明します。資料19ページから21ページをご覧ください。当該地は、〇〇の〇〇側住宅地内です。現地は第3種農地で第1種住宅地域。契約内容は使用貸借権の設定ですが、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは親子です。譲受人は現在アパートにて親子〇人で暮らしていますが、子供の成長に合わせて手狭になり、実家に近い申請地を借りて、住宅を建築したい、譲渡人は高齢のため農地として、十分に管理が行き届かないということで、今回の申請になりました。汚水は公共下水道へ接続して処理、雨水は敷地内浸透とします。周囲の地主への説明も済んでおり、特段問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。番号3についてご質問ご意見をお受けしたいと思います。ご質問ご意見ありませんか。なければ採決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（会長）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして、船田委員より説明をお願いします。

船田委員

はい。資料は4～6ページです。先ほど農地法第3条の規定による許可申請で承認をいただいた、〇〇の〇〇側の農地になります。譲受人は、先ほど同様〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さんで、お2人は結婚を機に、住宅を新設したいということで土地を探しており、いくつかの候補地の中から、当該農地を選定したという内容です。当該農地の所有者についても、先ほど同様〇〇の〇〇さんで、譲受人の求めに応じ譲り渡すこととなりました。第2種農地で周辺農地への影響はなく、隣接農地の所有者にも事業内容の説明は済まされています。また、当該農地の〇〇側に用水路がありますが、その用水路の工事関係については、工事実施前に地元の〇〇水利組合に工事内容や実施時期等について協議をする条件となっております。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号4の案件について、ご質問ご意見のある方は挙手のうえ発言をお願いします。白石委員。

白石委員

はい。水利組合等の関係の話ですが、申請については、土地改良区や水利組合に申請内容は協議されているのでしょうか。

事務局 水利の関係に関しては、農林課の耕地林務係の主管業務になります。申請があった際には、農林課だけではなく、他の部署へも共有しています。

転用の申請があったものに対し、注意事項やこの転用目的では許可できないといった意見を含めて照会をかけています。耕地林務係では、どの農地がどの土地改良区に該当しているか等把握していますので、確認したうえで〇〇土地改良区や〇〇水利組合に協議するよう意見を付して許可証を発行するという流れです。

議長（会長） 他にございませんかご質問。はい、柳澤委員。

柳澤委員 今回〇〇番〇〇に住宅が建つとのことですが、その奥にあたる〇〇番〇〇は進入路がなくなると思うのですが。

事務局 今回の住宅の転用にあたり、〇〇番〇〇を〇と〇と〇に分筆しています。そのうちの〇〇番〇〇を宅地として転用、〇〇番〇と〇の2筆を農地として、計3筆を同一人に所有権移転する計画なので、住宅の所有者が自宅の敷地を通り、農地へ進入することになります。

議長（会長） 他に質問はありませんか。なければ採決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。続きまして、計画変更1及び番号5について、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 はい、お願いします。資料は22ページから24ページです。先ほど事務局から説明があったとおりですが、〇〇の〇〇さんが、以前、ここを取得しましたが、奥さんの父親が所有する〇〇の土地に住宅を建てることになり、今回の土地は住宅を建てないまま、時間が経ってしまったということです。今回、隣接地に居住する〇〇さんが〇〇さんの土地を譲り受けて、ガレージと家庭菜園敷地に使うという計画変更です。問題はないかと思いますがよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは計画変更1と番号5について、ご質問を受けたいと思います。ご質問される方は、挙手のうえ発言をお願い

いします。なければ採決に移ります。計画変更1及び番号5について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。
続いて、番号6について、井出委員より説明をお願いします。

井出委員 はい。ご説明します。資料については25ページから27ページをご覧ください。追認案件として、先ほど事務局から説明あったとおり35年ほど前に当事者間で合意のうえで、土地を交換するという話が出ていたようですが、正式な手続きをせず、現在に至っており、顛末書を付して許可申請があったものです。内容については、資料26ページを見ていただくと、譲受人の〇〇さんの住宅が〇〇番〇〇と〇〇番〇〇、その隣接農地が譲渡人である〇〇さんの土地で、すでに使っている状況です。付近の〇〇番〇〇と〇〇番〇〇とを今回の申請地と等価交換するということのように。本人も反省しておりますので、転用許可の方よろしくをお願いします。

議長(会長) はい、ありがとうございました。顛末書も出ておるということでございますので、それも含めまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長) ありがとうございました。全員賛成と認め、決定とします。続きまして議案第4号に入ります。農用地利用集積等促進計画について、今月は全体で27件43筆の案件が出ています。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号農用地利用集積等促進計画3月分について説明します。まず資料の6ページから8ページが、地域計画内における中間管理を通した利用権設定になります。26件、43筆、合計7万7,491平方メートルです。資料の9ページが、地域計画外における農地中間管理機構を通した利用権設定になります。1件1筆合計813平方メートルです。全体の合計は27件、44筆、7万8,304平方メートルです。よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それぞれ地区担当の委員の皆さんは配分計画案の予定経営者等を確認いただき、ご質問等いただければと思います。ないようですので、農用地利用集積等促進計画3月分の採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定とします。続いて、報告第1号農地法第5条の規定による許可申請に係る計画変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをご覧ください。〇〇に開催されました第〇〇回定例総会、議案第〇〇号、農地法第〇〇条の規定による許可申請についてにてご審議いただき、〇〇日付で転用許可となった〇〇による〇〇の案件に関する計画変更です。転用に関する具体的な計画に変更はありませんが、譲渡人との契約内容の変更です。当初計画では、譲渡人の1人は賃借権設定、もう1人は所有権移転とのことでしたが、両名とも所有権移転への変更です。経過としましては、計画段階において、譲受人は、所有権移転を希望していましたが、1人からは同意が得られなかったため、やむを得ず賃借権設定としました。計画を進める中で、敷地内に〇〇の設置が必要であることが判明したため、交渉を重ねたところ、所有権移転の同意が得られたため、今回の変更の申請があったものです。報告は以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは次に第10回農業経営改善計画の意見聴取に入ります。認定農業者関連資料をご覧くださいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 1ページ、今回の申請者は、〇〇さんです。〇〇年〇月に、新規就農として青年等就農計画認定を5年間認定された方になります。今回、その認定が終わって認定農業者の申請ということで新規の申請になります。住んでいるところは東御市の〇〇です。続いて2ページお願いします。経営についてですが、営農類型を見ていただくと、果樹類になっております。ワイン用ブドウを主に育てており、それからシナノリップのリンゴも育てています。目標についても同様です。(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標はについて、現状〇〇万円、目標〇〇万円ということです。労働時間については、現状・目標ともに同じです。また

る従事者の人数については〇〇さん本人の1人となっています。農業経営規模の拡大に関する現状及び目標は、作目はワイン用ブドウ、リンゴ、それからクルミということで、リンゴ、クルミについては同じ。ワイン用ブドウについては作付けを広げるということで、生産量についても、今、主に〇〇のところでやっているわけですが、ようやく生産量も右肩上がりです。収量が増えていく計画であり、現状も右肩上がりです。それに伴い、農畜産物の加工販売について、ワイン・シードルの売り上げが上がっていくというような計画を立てています。3ページお願いします。農用地については、畑〇〇ヘクタールの所有地、〇〇ヘクタールの借入地、合計〇〇ヘクタールです。農業生産施設の目標では、5年の間に希望としてワイナリー作りたということです。③生産方式の合理化に関する現状と目標措置ですが、ワイン用ブドウ栽培においてこれまで夏の繁忙期に伸びた枝を手作業で選定していましたが、今後は適期誘引を行いトラクターに附属する摘芯機にて選定することで、作業時間の削減を図っていきたいということです。リンゴ栽培においては摘果の負担が大きいため選定の際に、枝の数を減らして負担軽減を図り効率化をさせたいということです。④経営管理の合理化に関する現状と目標措置ですが、現状は委託醸造によりワイン製造を行っています。製造タイミングや作り方に制限が生じており、委託醸造費も大きな負担となっています。将来ワイナリーを設立して、醸造費を軽減して販売の拡大に繋がるようなワインを製造していきたいということです。⑤農業従事者の態様の改善に関する現状と目標措置ですが、現状すべての作業を1人でやっているため負担となっています。今年から農福連携、人の確保のため世界ネットワーク・ウーファーを利用して、無償または費用の負担の少ない人材を確保する、将来的にはワイナリー設立を視野に入れて人材の確保を目指すということです。世界的ネットワーク・ウーファーについては、食事と宿を提供する代わりに労働力を提供する仕組みのことで、昨年については2人受け入れたそうです。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、リンゴ栽培では、鳥害被害が深刻なため、ネットを導入するなどして対応していきたいということです。ワイナリーについては、スーパーL資金等を活用する計画をしております。参考として経営の構成、それから雇用者については記載のとおりです。続いて生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、ワイナリーということで、農業経営改善計画認定申請に係る収支計画書では、今の売上、それから、今の共通経費支出、業務委託費等がかさんでおり、売り上げもまだワインが多く生産できていない状況です。当初、青年等就農計画の認定の〇〇年からの5年間の計画ですと、〇〇万円を超える目標を立てていたのですが、〇〇のワイン用ブドウの成長があまりよくなかった

ということで、ようやく収穫できるようになってきたと聞いています。現実的にこのぐらいの生産量でいけるのかなということで今回の目標が掲げられております。目標については、概ね〇〇円のワインを1万本、売り上げで〇〇万円、それから雑収入等を加えて〇〇万円ほどの収入を見込んでいます。支出が約〇〇万円ちょっとで、収入〇〇万円を目指すというような目標となっています。説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、担当の船田委員、説明をお願いします。

船田委員 事務局から説明があったとおりですが、現状大変厳しい経営の状況ではありますが、御堂を中心として、〇〇ヘクタールという大規模なワイン用ブドウの栽培を手がけているということです。またワイナリーについても、御堂のワイン用ブドウの収量が上がり、自社のワイナリーを建設してということですが、物価・資材価格が非常に高騰しているということで、少し足踏みをしている状況です。いずれにしても、5年前に認定新規就農者、今回は認定農業者の申請ということで、地域の農業者として、特にワイン用ブドウでがんばっておられる方ですので、農業委員会としても応援をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。番号5の関係について、ご質問・ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので、今回の認定審査会については以上とさせていただきます。本日の提案事項については全案件終了とさせていただきます。

議事録署名人 _____
(※直筆でお願いします)